働き方改革について

〔参考資料〕

1 超過勤務時間数の縮減に向けて



1か月当たり 24.4 時間 → 21.7 時間 ▲ 2.7時 超過勤務は概ね1割減(▲ 11.1 %)



- 退庁時間の徹底把握・管理
 - 執務室出口でのカードタッチ徹底(10月~)
 - ・セキュリティゲートにおける退庁時刻記録(2月~)
- 20時完全消灯徹底日
 - ・月に一度は全庁で消灯、さらに部でも設定(10月~)

- <u> 2 休み方改革で、長時間労働を徹底防止</u>
 - 「働く」・「休む」の メリハリへのルールづくりを試行(※)
- 例)○勤務間インターバル
 - ・ 翌日の勤務開始まで一定の間隔(例:10時間*)を義務付け

勤務(インターバル 10時間)勤務24時終了10時出勤

* インターバル時間は、一般的には8~11時間

- 繁忙期も、土日連続勤務は禁止
 - ・ 1週間で最低でも1日の休務日を確保

- 3 柔軟な働き方で、ライフ・ワーク・バランスを後押し
 - テレワークの試行拡大(弾力的に活用)
 - ⇒ 半日単位や 出張帰りの利用等も可能
 - 毎月テレワーク・デイ (9月~) ⇒ 「やってみる」を徹底
 - フレックスタイム制の試行拡大を本格導入に

4 仕事のやり方を見直そう

- 予算・人事・議会の繁忙期は、見直しの絶好の機会
 - ⇒ この機に効率化への工夫徹底を
 - 例)業務の廃止・縮小・統合等の見直し 時間外の資料要求はしない 過剰品質や、過大な要求に注意
- 各職場のアイデア、創意工夫を共有
 - ・「KA・E・RUタグ」コンテストの実施
 - ・各部の超勤実績公開
 - ・多い部署の縮減策を公開

